法規的告示

○文部科学省告示第四十三号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十一条第三項の規定により、同法第八条第二項の利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第二十八条第一項第二号の規定に基づき公示する。

令和八年三月十日

文部科学大臣　松本　洋平

一　登録番号　第〇〇三号

二　登録施設利用促進機関の名称　一般財団法人高度情報科学技術研究機構

三　変更事項

変更事項	変更後	変更年月日
利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人高度情報科学技術研究機構神戸事務所 兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目五番二号	令和七年十二月十五日

その他告示

○外務省告示第八十五号

令和八年一月十二日にプノンペンで、シハヌークビル港新コンテナターミナルにおける税関機能強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和八年三月十日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　シハヌークビル港新コンテナターミナルにおける税関機能強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十一億四千二百万円

3　署名者

日　本　側　植野篤志在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

○外務省告示第八十六号

令和八年一月十二日にプノンペンで、第三次統合的地雷除去及び地雷被害者支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和八年三月十日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　第三次統合的地雷除去及び地雷被害者支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十七億円

3　署名者

日　本　側　植野篤志在カンボジア大使

カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

○外務省告示第八十七号

令和八年一月十四日にウランバートルで、モンゴル国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

令和八年三月十日

外務大臣　茂木　敏充

1　援助の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　贈与の供与期限　令和十年一月三十一日

4　署名者

日　本　側　井川原賢在モンゴル大使

モンゴル側　ボルド・ジャブフラン大蔵大臣

○文化庁告示第四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月十日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
杉本の貞観スギ	昭和十九年文部省告示第千十号	豊田市（愛知県）

○農林水産省告示第三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　滋賀県甲賀市土山町黒滝字桃ケ坂六〇〇の八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　長野県駒ヶ根市中沢七二五三の二七六、七二五三の二九五から七二五三の二九七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市寺島字山口二一六四、字堂ノ下二三七三・二三七四・二三七六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三七八の二・二四七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三七三、二三七四、二三七六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山口二一六四（次の図に示す部分に限る。）、字堂ノ下二三七三・二三七四・二三七六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二三七八の二、二四七一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。